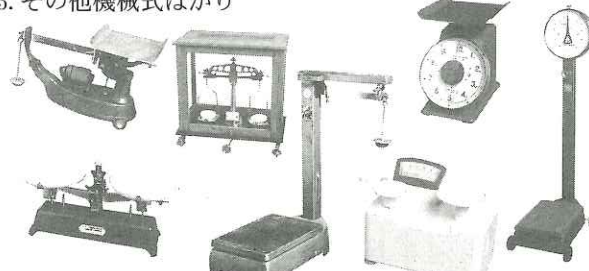
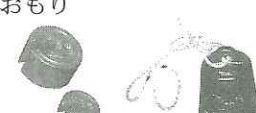


計量器事前調査書

住 所				電話	
氏名または 名 称		担当者名		業種	

受 検 方 法 (該当する番号に○印を付してください。)

1 集 合 検 査 (持込検査) 計量検定所	・集合検査会場には、申請書と計量器を持参してください。 ・検査手数料は次のいずれかの方法で支払ってください。(番号に○印をつけてください。) 1 手数料納付システム (事前に福井県計量検定所のホームページから手続きができます。) 2 キャッシュレス支払 (検査当日に手続きができますので、スマホ・カード等を持参してください。) 3 1および2に対応できない場合は、検査当日に「納付書」をお渡ししますので、銀行 (事前に申し出いただいた場合はコンビニ可) で支払ってください。 ・検査希望日 月 日 午前・午後
2 代 検 査 (出張検査) 福井県計量協会	・後日、担当の計量士 (国家資格) から検査日程等について連絡します。 ・検査手数料は集合検査と同額ですが、出張旅費等の諸経費が別途必要です。 ・検査料等の支払い先は、福井県計量協会になりますので、原則現金にて当日支払ってください。 ・なお、振込払いを希望される場合は、計量士に相談してください。(振込手数料は申請者負担)
3 申込しない	・理由 (該当する箇所に○印を付してください。) - ア はかりを所有していないため - イ 廃業したため - ウ 新規購入 (更新) のため (次回からの検査を希望) - エ 自ら計量士に依頼する (した) ため - オ 取引証明に使用していないため

計 量 器 の 種 類		個数	検 査 の 対 象 と な る 計 量 器 の 略 図
1. 電気式はかり	ひょう量 100kg以下	-	1. 電気式はかり 
	" 100kg超 250kg以下		
	" 250kg超 500kg以下		
	" 500kg超 1 t以下		
2. 棒はかりまたはばね式指示はかりで 直線目盛りのみのもの			2. 棒はかりまたはばね式指示はかりで直線目盛りのもの 
3. その他機械式はかり	ひょう量 100kg以下		3. その他機械式はかり 
	" 100kg超 250kg以下		
	" 250kg超 500kg以下		
	" 500kg超 1 t以下		
4. 分銅			4. 分銅 
5. おもり			
5. おもり			5. おもり 

注 意 事 項	- 裏面を見て、対象の計量器であることを確認してから記入してください。 - 次の計量器は検査を要しません。 ① 1目盛または1間隔が10mg未満のはかり ② 10mg未満の分銅 - ひょう量が1tを超えるはかりは、計量検定所から別にお知らせを送付しています。お知らせが届いていない方は、計量検定所に直接問い合わせてください。
---------	--

1. 使用するはかりは、検定を受けていますか？

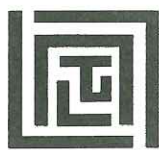
はかりについているマーク

・ 検定を受けているはかり(定期検査対象)

検定証印



基準適合証印



・ 検定を受けていないはかり(定期検査対象外)

家庭用計量器



検定を受けていないはかりは、取引や証明には使用できません。また、定期検査等も受検できません。
取引や証明にはかりを使用しようとする場合は、検定を受けているはかりを新たに購入してください。
なお、購入年度に定期検査等を受ける必要はありません。

2. はかりを取引や証明に使用しますか？

取引や証明に該当する主な例（下記以外にも取引や証明に該当する場合があります。）

主な使用者	取引や証明に該当するはかり
スーパー・商店など	商品の重さを表示する際に使用するはかり
	量り売りに使用するはかり
病院・薬局	健康診断書、診断書、出生届に添付する出生証明書、要介護認定のための主治医意見書などに体重を記入する際に使用するはかり
	薬の調剤に使用するはかり
認定こども園・幼稚園 ・小中高大学学校 ・福祉施設など	健康診断に使用するはかり
	食事(給食)の材料などの検収(購入物を受け取った際に計量し、取引の確認に使用すること)に使用するはかり
農協・漁協など	農産物、水産物などの売買に使用するはかり
農家・漁師など	農産物、水産物などを農協・漁協を通さずに直接売買に使用するはかり
運送業者および取次店	料金を確定するために使用するはかり
リサイクル業者	古紙、金属、衣類等を質量で計測し、その質量を現金またはポイント等で支払う取引を行う際に使用するはかり
工場・事業所など	製品の販売、出荷(納品)や原材料の購入(検収)に使用するはかり

(取引や証明に使用していないはかりは、定期検査等を受ける必要はありません。)

3. 新しいはかりは、初回の検査が免除となる場合があります。

はかりの所在地市町での検査実施月から1年以内に製造されているはかりは、初回の検査が免除となります。
例えば、2026年6月に検査の場合 2025年6月から2026年6月に製造されたはかりが免除となります。
製造月は、検定証印等の付近に表示されています。

例1 (2025年6月製造)



例2 (2025年6月製造)



※ 上記の件で不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。

福井県計量検定所 TEL 0776-21-8218

※ お知らせ

自動はかりを取引または証明に使用している方へ

制度改正に伴い、取引または証明に使用する自動はかりのうち、自動捕捉式はかりは、2024年4月からひょう量が5kg以下のものは、検定を受けなければならないとなりました。
詳細は国(計量行政室)または県(計量検定所)のホームページにて確認してください。